

～東日本大震災で被災された農業者年金加入者等の皆様へ～

農業者年金の保険料免除等について

この度の東日本大震災により、被災された皆様、ご遺族の皆様に対し、心よりお見舞いとお悔やみ申し上げます。

東日本大震災で被災された皆様とご家族の一刻も早い生活の再建を支援するため、農業者年金の保険料等において特例措置が設けられました。

○ 保険料が免除されます

被保険者の農業が震災被害や風評被害等を受けて、保険料を納付することが困難である場合は、保険料が免除されます。

(注) 国民年金の保険料免除を受けると、農業者年金の加入要件を満たさなくなるため、農業者年金を脱退しなければなりません。保険料につき国庫補助を受けている方は、国民年金の保険料免除期間であっても、農業に従事された期間は、国庫補助分の年金を受給するために必要な期間(20年間)に含められます。

○ 免除された保険料は追納できます

免除された期間の保険料は、将来の年金額が減らないよう、全部又は一部をいつでも追納することができます。(これまで保険料補助を受けていた加入者の方は、追納された保険料に補助されます。)

○ 保険料が免除された期間は、保険料を納めた期間として取り扱われます

保険料が免除された期間は、保険料納付期間20年のカラ期間(保険料補助分の年金を受給するための要件)に含められます。

○ 行方不明となった者の生死が3ヶ月間分からない場合又は死亡された場合には、一時金をご家族の方にお支払いします

新制度の加入者・受給者が死亡されたとした場合、80歳までの年金相当額を一時金としてご家族にお支払いします。

また、旧制度の加入者・受給者については、①加入者については、3年以上保険料を納付されていた場合、②受給者については、既に受給されていた年金額が、死亡一時金に満たない場合にその差額、をご家族にお支払いします。

お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金

「被災者専用フリーダイヤル」へ！  0120-962-831

《フリーダイヤルでの受付期間》 平成23年5月16日から平成23年9月30日

《受付時間》 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時から午後5時30分

※ 上記以外 03-3502-3946(保険料関係) 03-3502-3945(年金・一時金関係)

※ 一般的な相談は、「03-3502-3199」でもお受けしております。